

配当割特別徴収義務者の皆様へ

都民税配当割納入申告書記載方法の変更の取扱いに関するお知らせ

平成22年1月1日以降に支払う配当等から、道府県民税配当割納入申告書の「非課税等」欄の取扱いが変更になります。

平成22年1月1日より、源泉徴収選択口座内配当等の取扱いが開始されることに伴い、所得税においては、所得税の配当等の源泉徴収高計算書の「非課税適用分」欄を「非課税適用分及び上場株式等の配当等の取扱者への支払分」へ改め、配当の支払者から、上場株式等の配当等の支払の取扱者への支払分の金額も併せて記載することとなります。

つきましては、都民税配当割においても所得税と取扱いを同一にするため、平成22年1月1日以降に支払う配当等より、都民税配当割納入申告書の「非課税等」欄には、従来の配当割を課されないもの及び免除されている配当等の金額に加え、上場株式等の配当等の支払の取扱者へ支払った配当等の金額（比例配分方式で支払う配当等の金額）を記載する取扱いとなります。

なお、本取扱いについては、東京都以外の道府県に納入申告する場合も同様の取扱いとなりますので、御留意ください。

道府県民税配当割特別徴収税額計算書 (配) 道府県民税配当割納入申告書

区分	支払金額	税額
51 上場株式等の配当等		
課税	11	106
非課税等	12	133
計	13	143
52 公券証券投資信託の収益の分配に係る配当等		
課税	14	158
非課税等	15	187
計	16	197
53 特定投資法人の投資口の配当等		
課税	17	210
非課税等	18	230
計	19	240
課税合計	20	260
摘要	13- 0000000	

知事殿	所在地及び名称	
平成 年 月	特別徴収義務者 (所属) (電話) 口座番号 加入者名	
平成 年 月 日提出		
特別徴収義務者番号		
旧特別徴収義務者番号		
処理事項	支払金額 01	
	税額 02	
	(延滞金) 03	
	納入金額合計 04	
	課税事務所	受付印
	指定金融機関名 (取りまとめ店)	
	(取りまとめ店) (〒)	
	上記のとおり配当割の納入について申告します。(都道府県保管)	

平成22年1月1日以降に支払う配当等については、都民税配当割納入申告書「非課税等」の欄に、「非課税適用分」の金額及び「上場株式等の配当等の支払の取扱者へ支払った配当等の金額」の合計額を記載します。

※非課税適用分 受益者が、一定の国の大使やその配偶者である者、租税条約に基づき免除の申請をした者等に対する配当等。